

社会福祉法人池田市社会福祉協議会理事等の報酬等に関する規程

制 定 平成 2 9 年 6 月 1 4 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人池田市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の定款第 1 0 条及び第 2 5 条の規定に基づき、理事等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(理事等)

第 2 条 この規程において、理事等とは、理事、監事及び評議員をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 理事等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 会長については、別表第 1 に定める額の報酬を支給する。
 - (2) 会長以外の理事、監事及び評議員については、報酬を支給しない。
- 2 会長以外の理事、監事及び評議員が職務のために出張したときには、社会福祉法人池田市社会福祉協議会職員旅費規則別表の 6 級以下 4 級以上の項を基準とした費用を弁償するとともに、同規則に基づき旅費を支給する。

(公表)

第 4 条 社協は、この規程をもって、社会福祉法第 5 9 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月14日から施行する。

別表第1（第3条関係）

職 名	報 酬 額
会 長	月 額 30,000円